

# フランスにおける裁判援助

萩原貞正

- 一 はじめに
- 二 裁判救助の制度
- 三 裁判援助の制度
- 四 新旧制度の比較・検討
- 五 おわりに

## 一 はじめに

フランス革命によってアンシャン・レジーム下における貴族的・聖職的立場にあった特権的裁判所は廃止され、以来、法の基本的原則というものは、すべての人々が自由に裁判所に接近することができることである。このことは、まさに法の下の平等が裁判の前の平等というものを必然的に結果したものと見える。実際、裁判の前の平等がその重要性を有するのは、市民が経済的理由から裁判所に接近することを困難に感ずるときである。

一七九〇年八月の法律 (loi du 16-24 août 1970) 以来、裁判官が「無料」で裁判をするにしても、当事者は、裁判所補助吏 (auxiliaire de justice : 弁護士、執行吏など) の謝礼 (honoraire) や手数料 (emolument)、および印紙税 (droit de timbre)、登録税 (droit d'enregistrement)、<sup>(1)</sup> むらに、特別税 (droit parafiscal) などの国税 (droit fiscal) を含むかなりの

費用 (Frais) を負担しなければならない<sup>(2)</sup>。また、これらの費用の一部を敗訴者から取り戻すことができるにしても、裁判を受ける者によって担保されなければならない。したがって、これらの費用を負担ないし担保できない者は、裁判所の門を閉ざされる結果となり、裁判の前の平等という原則は、根底から崩壊せざるを得ないことになる。

そこで制定されたのが「裁判救助」(assistance judiciaire) の制度であり、<sup>(3)</sup> ここにおいて資力の不十分な者も、弁護士、執行吏などの協力を得て裁判上、自己の権利の実現をはかることができるにいたった。

しかし、この裁判救助の制度は、資力の不十分な者に対しては、「公共の慈悲」(charité public) という性格を有し、また、裁判救助に協力する裁判所補助吏に対しては、何らの補償もされていなかった点などから、あまりその実効性をあげることができなかった。

一九七二年に入り、ようやく、それまでの裁判救助に関する法律が改正され、その名称も「裁判援助」(aide judiciaire) に変えられ、<sup>(4)</sup> 裁判所へ接近するという民主化は、この改正によって実現されたようにおもえる。

以下に、裁判救助と裁判援助について簡単にのべ、次いで、両制度の主たる相異点を挙げて若干の検討を加えてみたい。

#### 注

(1) これは、一九七二年七月一日から、裁判費用を切り下げるために、弁護士と統合された代訴士の補償に充てられるために新しく設けられた国税の一つである。

(2) 「Il vaut mieux un mauvais arrangement q'un bon procès」(良い訴訟よりも悪い示談の方がましである)。裁判費用の高額なところから、このような格言や生きたのである。Robert Charvin, La justice en France, 1976, p. 61.

(3) Loi du 22 janvier 1851 sur l'assistance judiciaire (裁判救助に関する一八五一年一月二二日の法律)。その後、何度かの修正を受けたが (loi du 10 juillet 1901 et 4 décembre 1907, décret n. 58-1289 du 22 décembre 1958)、基本的には、この法律が施行されてきた。

(4) Loi n° 72-11 du 3 janvier 1972 instituant l'aide judiciaire (裁判援助に関する一九七二年一月三日の法律第一一号)。なお、この法律は、同年九月一日のデクレ第八〇九号によって補足され、後者は、また、一九七五年五月一四日のデクレ第三五〇号により部分的に修正された。

## 二 裁判救助の制度

資力の不十分な者が裁判上、弁護人を「無料」で付与されることは、サン・ルイ島の建設後、すでに認められていた。弁護士は、必要に応じて職権により、貧困者の弁護のために任ぜられるが、このことが裁判救助として立法的に確立されたのは、一八五一年のことである。それまでは、弁護士会内部の慣習として行なわれていた。ここで、裁判救助の内容について、その適用範囲、要件などを簡単に述べることにする。<sup>(1)</sup>

### (1) 適用範囲

(イ) 裁判救助の申立ができる者は、原告、被告を問わず、自己の資力をもってしては裁判の費用を支払うことのできな<sup>(2)</sup>い者である。

(ロ) 裁判救助の対象とされる裁判所は、民事事件、行政事件、ならびに刑事事件において民事当事者 (partie civile) となる事件を扱うすべての裁判所をいう。

(ハ) 対象とされる手続は、訴訟手続、非訟手続ならびに強制執行手続である。

(ニ) 第一審訴訟において救助を付与された訴訟人が上訴 (控訴および破毀申立) をするためには、新たに裁判救助の付与を受けなければならない。<sup>(3)</sup>

### (2) 要件

(イ) 裁判救助の申立は、文書 (lettre écrite) によつて住所地の裁判所の共和国検事、あるいは市町村長に対してなされる。後者の場合、市町村長は、その文書を共和国検事に送付する。

(ロ) 申立人はまた、資力の不十分なことを証明するために、申立書に証拠書類<sup>(4)</sup> (pièces justificatives) を添付しなければならない。

(3) 申立の許否

(イ) 裁判救助の申立書は、共和国検事によつて、大審裁判所、控訴院および破毀院付置の裁判救助事務局 (bureau d'assistance judiciaire) に送付される。事務局は、救助の許否を決定するに際しては、申立人の資力のほかに、紛争の内容をも斟酌してその許否が決定される。救助の付与が許可されると、一件書類は、検察官を経て管轄裁判所に送付される。

(ロ) 不服申立 救助事務局の決定に対する不服申立ては、検察官によつて控訴院付置の裁判救助事務局に対してなされる。なお、控訴院および破毀院付置の裁判救助事務局の決定に対しては、上級裁判救助事務局 (一九〇七年に司法省に付置された) にその不服申立をする。

(4) 効果

(イ) 裁判救助の付与された者は、無料で弁護士および職株保有者 (officiers ministériels) の協力を受けることができる。<sup>(5)</sup>

(ロ) 国は、救助受益者に対して、裁判の費用 (frais) ならびに罰金の供託 (consignation des amendes) の支払を免除する。また、国庫 (trésor) は、証人の手数料 (taxes des témoins)、鑑定人の謝礼など、一定の費用を前払いする。

救助受益者は、勝訴した場合には、訴訟費用 (dépens) を相手方当事者に支払わせ、反対に敗訴した場合には、国庫が前払いした費用を国庫に償還しなければならない<sup>(6)</sup> (ただし、資力の回復後である)。しかし、弁護士の謝礼および職株保有者の手数料については、免除されたままである。

(ii) 裁判救助の効果は、救助受益者が資力を回復し、または詐欺的に不正確な申述をすることによって、事務局の付与の決定を取得した場合には取り消される。

#### 注

(1) Jean Vincent, Procédure civile, Dalloz, 1971, p. 732-740.

(2) 実際には、略式訴訟 (cause sommaire) の費用を支払うことのできる者は、通常訴訟 (cause ordinaire) の費用に対して救助を受ける立場にない。したがって、前者と比較して個人を資力のない者とみなした。Georges boyer chamnard, Les avocats, p. 107.

(3) これに対して、相手方当事者からの控訴の提起または破毀の申立てを受けるときは、その必要はない。

(4) 収税官 (percepteur) によって交付される納税者名簿 (rôle des contributions) の抄本、または裁判救助を申請する者が課税されていないことを認定する収税官の証明書などである。

(5) 裁判救助事件は、原則として弁護士試補 (avocat stagiaire) にまかされていた。

(6) 一九五一年の法律第一八条を修正した一九五八年二月二二日のデクレは、裁判救助を付与された訴訟人の相手方に対して言い渡された有責判決が、裁判救助の申請のときに存在していたならば裁判救助は付与されなかったとおもわれるような資力 (収入) を得させたときには、弁護士が謝礼を請求することができるとした。

### 三 裁判援助の制度

新法である裁判援助に関する法律は、新弁護士職等に関する法律とともに、司法運営の近代化を図る法として相互に密接な関係があるといわれている。<sup>(1)</sup>

ここでは、旧法である裁判救助との関係から重複する部分もあるので、その主な改正点をあげることにする。<sup>(2)</sup>

#### (一) 適用範囲および要件

(i) 申立人 裁判援助の利益は、フランス人は勿論のこと、フランスに常時居所を有する外国人に対しても付与され

る(第一条第三項)。また、例外的に、フランスに所在する非営利法人にも付与される(同条第四項)。

(ロ) 裁判 裁判のうち、刑事被告人による刑事事件については、裁判援助の利益を受けることができない<sup>(3)</sup>(第四条)。

(2) 要件

資力の不十分な者は、その資力に応じて裁判援助を全部的に、あるいは部分的に付与されるが(第一条第二項)、全部的裁判援助の利益を受けるためには、月収九〇〇フラン以下でなければならず、また、部分的裁判援助のためには、月収一五〇〇フラン以下でなければならない<sup>(4)</sup>(第二条)。なお、これらの額の上限は、予算法律により修正され、また、扶養家族<sup>(5)</sup>(charges de famille)により緩和される(同条)。

(3) 効果

(イ) 全部的裁判援助 訴訟人は、弁護士、その他の裁判所補助吏の協力を無料で受けられる。また、裁判援助に關与した弁護士などは、その補償として一定額の範囲内で国から補償金を受ける(第一九条第一項、第二項、デクレ第七六条)。その額は、一覧表にしたがって事務局により定められる。

(ロ) 部分的裁判援助 裁判所補助吏に対して支払われる補償金については、一部は、受益者の資力に応じて国により、残部は、事務局の決定にしたがって受益者によりそれぞれ分担される(第一九条第三項、デクレ第七七条)。

(ハ) 費用 (frais) の取立て

① 裁判援助受益者が訴訟費用 (dépens) の負担を命じられた場合には、もっぱら相手方当事者の支出した訴訟費用を負担する(第二六条、デクレ第九六、第九八条)。

② 裁判援助受益者が訴訟費用を命じられない場合には、訴訟費用は、相手方当事者が裁判援助の利益を受けていない限り、国によりその者に対して取り立てられる(第二七条、デクレ第九一条)。

(4) その他

裁判援助事務局は、裁判援助の付与の許否に際しては、申立人の資力の評価に加え、訴が明白に却下され、あるいは理由を欠くと認められる場合(すなわち、敗訴する場合)でなければ、援助の付与を拒否することはできない<sup>(6)</sup>(第三条第一項)。

注

(1) C. Giverdon, Observations sur une réforme (A propos de la loi n. 71-1130 du 31 déc. 1971. portant réforme de certaines professions judiciaires et juridiques), Recueil Dalloz, 1972, Chronique XVIII, p. 103.

(2) Jean Vincent, Procédure civile, Dalloz, 1977, p. 1024~1032.

(3) 重罪院および軽罪裁判所は、裁判援助の対象から除かれた結果、旧来の裁判救助によることとなった。

(4) 部分的援助には、一九七二年九月一日のデクレ(以下、本文も含めて、デクレと略す)によって、義務的援助(裁判所において弁護士または代訴士による代理が強制される訴訟)と、非義務的援助(裁判所において弁護士などによる代理が強制されない訴訟など)に分けられ、前者は月収一五〇〇フラン以下、後者は、一二〇〇フラン以下であるが(デクレ第六六条)、その後、これらの上限は修正されてくる。(loi n. 74-1129 du 30 déc. 1974 art. 20 (1350 F, 2500 F)), loi n. 76-539 du 22 juin 1976, art. 6 (1500 F, 2500 F)).

(5) 一六歳未満の子供および尊族については、原則として、一人当たり一〇〇フラン差し引かれる(デクレ第六七、第六八条)。例えば、月収一八〇〇フランであっても扶養を受ける子供が四人いる者は、その収入を一四〇〇フランとして計算されるから、部分的援助を受けることができる。なお、家族手当 (prestations familiales) は、収入の計算には入らない(第一五条)。なお、裁判援助付与の要件については、bureau supérieur d'aide judiciaire 17 décembre 1974, Recueil Dalloz Sirey 1975, p. 381, bureau sup. aid jud. 30 avril 1974, R. D. S. 1975, p. 582, bureau sup. aid jud. 8 octobre 1974 R. D. S 1975, p. 582, bureau sup. aid jud. 8 octobre 1974 R. D. S 1975, p. 582, bureau sup. aid jud. 17 décembre 1974, R. D. S 1975, p. 621 など参照。

(6) しかし、とくに、訴に理由のないことが疑いもなく明らかなる場合は稀であるので、事務局が事実上、理非についてあらかじめ判断することにならないかとの懸念も生じる、とされる(名内正晴・フランスの新しい訴訟扶助制度・法学セミナー・一九七四

#### 四 新旧両制度の比較・検討

(1) 裁判救助に関する法律は、一八五一年に制定され、その後、何度か修正されたが、法律家の批判にこたえるまでには至らなかった。その主な批判点を挙げれば、次のように要約される<sup>(1)</sup>。

(イ) 申立人の収入の計算、家庭状況の評価などに対する明確な基準が欠けていたことから、裁判救助の付与あるいは拒否は、地域により、かなり、不平等におこなわれていた。

(ロ) 裁判救助は、もっぱら、全部的に付与されるか、または拒否されるかのどちらかであり、中間的措施はとられていなかった。

(ハ) 裁判救助の財政的負担は、もっぱら、裁判所補助吏に頼り、国は何ら関与していなかった。

(ニ) 裁判救助事務局は、実際には、その決定を、申立のまじめな性格の評価にとどまらず、紛争の事実上の検討にかかわらせる傾向にあった。

以上の理由から、裁判救助の制度は、その後退をみせ、一九三五年から毎年申し立てられる裁判救助は大いに減少し、その利益を受けたのは、一九六八年には訴訟当事者の約六パーセントにすぎなかったのである<sup>(2)</sup>。

(2) 新法は、これらの問題点を解決すべく、その名称も「裁判救助」から「裁判援助」に改ため、それまでの「慈善」という性格は失われて、裁判援助は「権利」であると考えに至った。その主な改正点をあげれば、やはり、一つは部分的裁判援助の追加と資力評価の基準の設定であり、もう一つは、裁判所補助吏に対する補償であろう。

#### (イ) 部分的裁判援助と資力の評価



新法は、裁判援助について、全部的援助の他に、部分的援助を新しく設け旧法におけるよりもその利益を受ける者の範囲を拡大した。また、裁判援助が付与されるために、申立人の資力評価に一定の基準を置くことにより、従来の自由裁量的な評価から生じた不公平な面を取り除いた。また、資力の評価に際しては、(社会保障制度による)家族手当 (Prestations familiales)、申立人の居所を成す不動産、および申立人に対して重大な混乱を惹き起こさずには売却できない財産がその対象から除かれた(第一五条)。これは、たとえば、不動産所有者がその唯一の収入である賃料の支払いを、賃借人に対して訴求する場合、その者によってなされた裁判援助の申立が、土地所有者であることを理由に拒否されることを避けるためである。

(ロ) 裁判所補助吏に対する補償

旧法においては、原則として、弁護士、代訴士、執行吏などは、いかなる補償も受けとることはなかったのに対し、今後は、裁判援助受益者に協力したことについて、補償金が与えられることになった。全部的援助の場合には、弁護士は、課せられた任務の重要性にしたがって、六〇〇フランの限度内で援助事務局によって定められる額の補償金を国から受け取る<sup>(3)</sup>(第一九条第二項)。部分的援助の場合には、前記の補償金の一部は、国が負担し、残部は、訴訟の利害関係に照らし、かつ、援助受益者の収入に応じて、援助事務局により決定される額を援助受益者が負担する(同条第三項)。

注

(1) B. Oppetit, L'aide judiciaire, Recueil Dalloz Sirey 1972. Chronique X, p. 44.

(2) この六パーセントという数字の算出については、島田利夫「フランスの訴訟援助制度」。(法と民主主義第七六号・一九七三・四・四四頁)。

(3) Loi n° 74-1129 du 50 déc. 1974 art. 20 (800F), loi n° 76-539 du 22 juin 1976 art. 6 (1000F)。

## 五 おわりに

かくして、制定された裁判援助に関する法律は、旧法との比較において、質的・量的な進歩がみられる。全部的援助の他に、新たに部分的援助が加えられ、受益者の範囲が拡大されたこと、弁護士など裁判所補助吏に対する一定額の補償が国家によってなされたこと<sup>(1)</sup>、また、旧法における「慈善」の性格は失なわれ、新法は、国家的社会的連帯の発露であるとされたことなどは、おおいに評価されよう。

他方、刑事事件が裁判援助の対象からはずされたことは、刑事事件における国選弁護士(*commissaire d'office*)<sup>(2)</sup>、ことに、弁護士試補(*avocat stagiaire*)の負担が重いことを考えれば残念なことであるとされる。また、弁護士は、法律上、税務上および裁判上の諸問題について、無料で相談に応じているが、これなども裁判援助の対象に入れられることが望まれていたのである。このように、新法にもまだ、いくつかの問題が残されているが、報告によれば、訴訟人の七五パーセントが全部的あるいは部分的援助を受けられるとされるから、裁判所への効果的接近は、おおいに、期待されよう<sup>(3)</sup>。

## 注

(1) 裁判援助の財政的負担において、弁護士に対する補償が国家によってなされ、かつ、その額が法定化されることは、報酬の検査をとらない、その結果、弁護士の自主・独立性を失わせ専門職の官僚化につながることになる、との批判もある(*Emmanuel blanc, La nouvelle profession d'avocat, p. 61*)。わが国でも最近、「法律扶助協会」の財源について、国(法務省)と日弁連との間で論争が起こっているが、その中で、「(法律扶助)制度の性格からいって、あまり国が顔を突っ込むのは、どうか。官制にするよりも、日弁連がもう少し、本腰を入れるのが筋だ」とする意見もある(昭和五四年八月二六日付読売新聞)。

なお、昨年一〇月七日のル・モンド紙によると、裁判援助法によって国の負担とされた財政支出は、イギリスの法律扶助の一〇分の一にすぎないと指摘されている(更田義彦「法律扶助と国の責務」判例タイムズ三八六号。三〇四頁)。

(2) この数字の算出については、島田・前掲四五頁。

(3) 事実、改革前の一九六八年には、約三万件にすぎなかった受益者が一九七七年には、約一二万件に増大したといわれる(更田・前掲三頁)。